

鳥取県農村地域工業等導入基本計画

鳥取県農村地域工業等導入基本計画
前文

本県の産業は、昭和40年代の高度経済成長期に工業の集積が進み大幅な進展をみせたが、2次にわたる石油ショックにより我が国経済が安定成長に移行した50年代以降の低迷期を経て、近年、ゆるやかな拡大を示している。

る。

◆如 LK 農村地域工業等導入基本計画の変更（企業立地説）

三 次

如 LK

鳥取県知事第五百六十八号

鳥取県農村地域工業等導入基本計画を平成五年六月二十一日変更したの
に、農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十九号）第四条第
五項の規定により、次のとおり知事令を定め。

平成五年六月二十一日

鳥取県知事 西 風 昭 次

このような状況の中で、本県の農業は、他産業に比べ労働生産性は低く、農家戸数、耕地面積ともに減少傾向にあり、加えて兼業化の進行及び高齢化に伴う農業労働力の脆弱化、耕地利用率の低下等の問題を抱えている。国際化、産地間競争、消費者ニーズの変化・多様化が進展する中で、今後とも本県の基幹産業として振興していくためには、地域農業生産体制の確立を積極的に推進し、野菜、果実、畜産を中心に、都市近郊型農業を確立し、低コスト化と需要の動向に即した高品質な農業の振興を図るとともに、農山村地域等の農業集落の活性化を図っていく必要がある。このため、農地の流動化等による中核農家の育成と生産組織の育成、農業生産基盤の整

備、需要の動向に即した新品种の導入や新技術の開発等を積極的に促進することとしている。

一方、本県の工業は、工業出荷額では近年、全国の伸びを上回る伸びを示し、平成2年工業出荷額は1兆122億円に達したが、全国と比較すると従業員1人あたりの工業出荷額は、付加価値額ともまだ低い状況にある。主要な業種としては、県外からの立地により集積した電気機械器具製造業、地場資源活用型の食料品製造業、縫製業、パルプ・紙・紙加工品製造業等があるが、県内企業の多くは、規模が小さく、生産性も低く、女子労働者の割合が高いのが特徴である。また、工業を取り巻く環境は、技術革新の急速な発展や経済のソフト化・サービス化、国際化等の変化が一層進行している。このような状況の中で、本県産業の高付加価値化を進め、県民所得の向上を図っていくため、引き続き積極的に工業開発を推進する必要がある。

そのため、工業開発に当たっては、共同化、集団化、技術力の集積等により既存企業の体质強化に努めるほか、工業開発の基礎的条件である交通網等産業基盤の整備を逐次推進しつつ、適正規模の工場用地を整備し、元企業との調和を図りながら技術先端型・研究開発型業種など高付加価値型企業の誘致を積極的に進める。また、産業の「頭脳部分」の県内への集積を高め、企業の研究開発、情報処理等の部門の能力の向上や起業化の推進を図る。

その際、最近における企業の立地動向、労働力の需給状況等を勘案し、東部地域（鳥取市、岩美郡、八頭郡及び氣高郡の区域）、中部地域（倉吉市及び東伯郡の区域）、西部地域（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域）の各広域圏ごとに、広域的観点に立った工業開発を進める。各広域

圏においては、都市及びその周辺の適地に中核的工業団地を配置し、これを中心として補完的にその周辺市町村の適地に小規模の工業団地を整備することを基本とし、更に、今後の技術先端型業種等の立地動向、ニーズに対応できるように、高速道路との関連性を踏まえた内陸部への工業団地の配置、確保も考慮する。

県は、農業と工業の均衡ある発展を図るため、昭和47年度に第一次基本計画（昭和50年度目標）を策定して以来、第二次基本計画（昭和55年度目標）、第三次基本計画（昭和60年度目標）、第四次・第五次基本計画（平成2年度目標）と逐次見直しを行い、その結果多くの企業が農村地域に立地し、地域の産業振興に貢献しているが、一方では工業の導入が行われず地元における安定した就業機会が不足し、人口の流出が続く等地域活力の低下が懸念される地域も残されている。

農業の構造改善を円滑に推進していくためには、各般の農業施策の推進と併せて、他産業分野の企業を導入することにより、農村地域における就業機会の確保を図ることが必要となっている。

したがって、この計画は、今後、安定した就業機会の不足している地域に重点を置きながら、本県の産業の現状、雇用情勢の変化及び県内外の諸情勢を踏まえ、地域の内発的・主体的な地域開発の方向に即しつつ、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の農村地域への円滑な導入を推進し、農業従事者がその希望と能力に応じて導入される工業等に就業できるよう措置とともに、農村地域の住民が定住の魅力を持ち得るような環境を創出するため、平成7年度を目標年度として策定するものである。

1 導入すべき工業等の業種その他の農村地域への工業等の導入の目標

(1) 農村地域へ工業等を導入するに際しては、農村地域における土地利用に関する計画等地域づくりの方向に即し、地域社会との調和、公害の防止、自然環境の保全及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある企業を導入する。

特に工業等の導入が十分には行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて工業等を誘導し、定住促進に資する。

(2) 農村地域における工業等の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調整を行った結果実施計画に定められた工業等導入地区において行われるよう誘導する。

この場合において、工業等導入地区であって、まだ工業等の導入が十分でない地区については、広域的な観点から見直しを行い、当該地区に工業等が導入されるよう必要な措置を講じる。

なお、農村地域への工業等の導入に当たっては、自然環境の保全を図る観点から、県自然環境保全地域、自然公園の特別保護地区及び特別地域並びに鳥獣保護区の特別保護地区、野生鳥獣の生息地等の保全のため条例で指定している地域等良好な自然環境を形成している地域及びそれらの地域に影響を及ぼす恐れが大きい地域には、工業等導入地区を設定しない。また、上記の地域又は地区に準ずる地域内における工業等導入地区の設定についても、格別慎重に対処する。

(3) 農村地域へ導入すべき工業等の業種については、産業構造の高度化及び経済のソフト化・サービス化、国際化に留意しつつ、技術先端型業種を中心とした成長性と安定性のあるもの、特に、付加価値生産性

の高い、内陸型の次のような業種を中心に導入する。この場合、外資系企業の導入にも配慮する。

一般機械器具製造業	電気機械器具製造業
輸送用機械器具製造業	精密機械器具製造業

道路貨物運送業	倉庫業
こん包業	卸売業

また、農業を支援する機能を有する工業等や地域に賦存する資源、地場産業の技術等を活用した工業等の振興に努め、工業等導入地区にこれらの企業を誘導するよう配慮する。

なお、具体的な企業の選定に当たっては、立地条件、地場産業の現況、労働力の特質及び環境保全上の観点からの制約条件等地域の特性を十分考慮するとともに、公害の恐れのない企業又は公害防止設備を完備した企業の導入に留意する。

(4) 農村地域への工業等の導入に当たっては、既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との機能分担を促進するとともに、必要に応じて複数の工業等導入地区にわたる広域的な工業等の配置を進めることとする。この場合において、地域の労働力供給能力に配慮するとともに、既存企業の下請取引や技術開発力の向上、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用、起業化への支援、工業等導入地区の環境の改善、企業相互の交流を図る等地域の特色を生かした工業等の導入に努める。

また、導入企業は、従業員の快適な生活及び職場環境の提供、地域環境との調和、地域住民への緑地等の施設の開放等の要請にも応えるよう配慮する。

(5) 昭和63年に対象業種として新たに追加された道路貨物運送業、倉庫業等の導入については、流通機能の全国的な展開を踏まえ、物流の効率化を図る観点から、道路交通網の整備状況に配慮しつつ、物流拠点の適正配置に努めるとともに、情報システムの整備、流通加工機能の充実等により物流サービスの高度化を図り、工業との連携強化に努める。

(6) 農村地域への工業等の導入に際しては、全国を上回る労働力不足が続く近年の状況にあって、労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的・選択的な企業導入に努めるとともに、導入された工業等の労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用機会の拡大、女子の能力の積極的活用、若年者等の地元就職、Uターンの促進に配慮する。

2 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

農村地域への工業等の導入に伴い増加する労働力需要に対しても、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された工業等の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者への安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢層の就業の円滑化、日雇い・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び新規学卒者

をはじめとする若年層の定着化を図る。また、適正な労働条件の確保、福利厚生の充実及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備に努める。

3 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的条件を考慮し、かつ、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向に則し、農村地域への工業等の導入と関連づけて農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への工業等の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で農用地の流動化と担い手層への集積を進め、中核農家の育成・確保及び地域農業の組織化を図ることにより、生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する工業等と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を図るとともに、農村地域における定住条件の整備を推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

4 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への工業等の導入に当たっては、合理的な土地利用を図るこ

とを旨として、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当である集団優良農地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、工業等の導入が適正かつ円滑に行われるよう工場用地等（工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整を図る。

- (1) 工業等導入地区は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づく農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）とされている区域以外に設定する。ただし、農用地区域外の土地の地形及び広がりなどから、これらの区域に工業等導入地区を設定することが困難である場合において、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分（以下「農用地利用計画」という。）の変更により農用地区域から除外して工業等導入地区としても変更後の農用地利用計画に支障がないと認められるときは、農用地利用計画の変更により、工業等導入地区を設定することも考慮する。
- (2) 実施計画の見直しに伴い、工業等導入地区の縮小、取消し等を行う場合において、縮小、取消し等に係る土地をその形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、これを農用地区域に編入する。

また、農用地区域の一部を工業等導入地区とするため、農用地利用計画を変更してこれを除外する場合においても、農用地確保の観点から当該除外地に代わるべき土地を新たに農用地区域に編入するよう努める。

(3) 工業等導入地区は、可能な限り工場適地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の規定に基づき通商産業大臣が工場適地として指定した区域）に設定する。

5 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項
農村地域への工業等の導入を促進するため、工業等の立地に必要な用地、共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場）であって、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備とともに、技術者や下請企業の確保、技術情報の入手等のソフトな産業基盤の整備に努める必要がある。

この場合において、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）に基づく施策との連携、広域的観点からの立地条件の整備、地価の安定への配慮、農村地域工業導入関連農業基盤整備事業との関連等に留意する。

また、農村地域の持つ良好な環境をいかしつつ定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努めることとし、美しい景観づくり、快適な環境整備を総合的に推進する。

- (1) ハードな産業基盤の整備
工場用地等については、地域の特色をいかしつつ工業等の導入を促進する観点から導入すべき工業等の特性及びニーズを十分に把握し、適切な用地、道路等の立地条件を有する場所を選定して特色ある工業等導入地区を計画的に設定するものとする。この場合において、特に、今後の技術先端型業種等の付加価値生産性の高い企業の立地に対応で

きるよう、高速道路との関連性を踏まえながら、内陸部に、自然環境を活かし、研究開発・生活支援体制等を整備した用地の確保を図る。また、自然科学研究所、ソフトウェア業等の産業の高度化を支援する特定事業の集積を促進するための拠点として、テクノ・リサーチパークの整備を進める。

なお、工場用地等の取得・造成については、その各段階において地域全体の工業立地の動向、工業団地の需給状況、地域における物流網の状況等工業等の導入の可能性を十分に勘案の上実施する。

その他道路、空港、鉄道、工業用水道、電力施設等については、次に掲げる産業基盤の整備に努め、立地条件の向上を図る。

ア 中國横断自動車道・岡山米子線については、江府町・米子市間が平成元年12月に開通したが、落合町・江府町間は平成4年度中の供用を目指し、さらに全線開通に向けて建設を促進する。また、姫路・鳥取線については、佐用町・大原町間整備計画区間となり、大原町・鳥取市間が基本計画路線として調査が進められており、早期事業化を図る。

イ 平成2年7月の鳥取空港に続き、米子空港（美保飛行場）も平成7年度中を目途に、中型ジェット機が就航可能な空港として整備扩充を図る。

ウ 鉄道については、智頭線を、第三セクター方式による地方鉄道として平成6年の開業に向けて建設を促進する。

エ 重要港湾である境港及び鳥取港を流通拠点として整備を図る。オ 日野川工業用水道の拡充整備を図るとともに、鳥取地区工業用水道の事業化推進及び倉吉地区工業用水道の調査実施に努める。

力 電力需要の伸びに対応するため、可能な限り電源開発を進めるとともに、県外からの供給の安定を確保するため、電力輸送網（送電線、変電所等）の整備を促進する。

なお、工業等導入地区の設定に当たっては、優良な農用地が確保されるよう、また、周辺農用地に係る農業用排水施設等の機能に支障を及ぼすことのないよう配慮する。

(2) ソフトな産業基盤の整備

関係機関、団体等の協力を得て、工業等導入地区周辺での技術者や下請企業の確保、技術情報の入手、地場企業の技術力の向上等ソフトな産業基盤の整備を進める。特に、技術先端型業種等高度な技術を要する工業等の導入を促進するためには、研究、情報、人材育成機能等ソフトな産業基盤の整備が必要とされることから、高度な技術に関する情報関連施設、職業訓練施設、教育研修施設等の整備に努める。

テクノ・リサーチパーク内において、平成4年5月に運営開始した新産業創造センターは、その拠点施設として期待される。また、産・学・官共同研究開発の推進等を図るため、（財）鳥取県工業技術振興協会の基盤を強化するとともに、機能の充実を図る。さらに、起業化を支援するために研究室や機器の賃貸、経営情報の提供等を行うインキュベーション施設の整備を図る。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

農業従事者については、今後も引き続き他産業への就業等により減少することが見込まれる。他方、これに対し、新たな工業等の導入により労働力の需要の増加が見込まれる。このため、農業従事者の円滑な職業転

職業取扱公会

換を図り、かつ、工業等の導入により必要とする労働力を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働力市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者が、その希望及び能力に応じて導入される工業等に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図る。すなわち、農村人材銀行や農業者転職相談員等の活用を図るほか、必要に応じ農村巡回職業相談所を開設するなどきめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介に努め、併せて、労働力の需要の充足、雇用の安定等に關し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される工業等へ円滑に就業できるよう職業転換給付金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用の促進、女子の就業援助に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

このため、高年齢者の積極的な求人開拓、職務再設計の推進等職業

紹介機能の強化を図り、また、女子の労働環境を整備し、安定的な就労を図るため、育児休業制度や女子再雇用制度の普及を促進する。

(3) 職業能力開発等の実施

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高年齢者等の円滑な就業を確保するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業訓練施設、企業内の職業能力開発に対する助成制度等の活用により、機動的な職業能力開発と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施及び新技術に関する研修の充実に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

7 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するため必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項に必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を図るため、次の施策の実施促進に努める。

(1) 農用地利用増進対策の促進

需要の動向に対応した生産性の高い農業構造を確立するため、農用地利用増進事業等の活用により、地域の実態に応じ所有権移転、賃貸借、作業の受託等幅広い形態での農用地の流動化と担い手層への集積を進め、中核農家の育成、農用地の有効利用及び地域農業の組織化を図る。

この場合において、特に、生産性の高い水田農業の確立をめざし、農地保有合理化法人、農業委員会、農業協同組合等との連携協力によ

する。

り、中・長期的な観点に立って農地の流動化に取組むとともに、高齢者の能力の適切な活用に配慮しながら、地域の農業生産の担い手の育成、生産組織の育成のための諸施策を進める。

なお、これらの施策を円滑に進めるため、県及び市町村の構造政策推進会議の活用を図る。

(2) 農業生産基盤及び農業施策の整備

需要の動向に対応した農業生産の再編成及び農業の生産性の向上を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、これらの整備が地域の農業の実態に応じて農業構造の改善及び工業等の導入の効果と結びつくよう、できる限り工業等が導入される時期等を考慮して実施する。

(3) 農村地域における定住条件の整備

工業等の円滑な導入を図るとともに、定住促進に資するため、農村地域における定住条件の整備を計画的に進める。

この場合において、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活環境の一体的な整備、地域の産業や文化の振興に努める。

8 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

(1) 農村地域への工業等の導入に当たっては、実施計画の策定に先立て、必要に応じて工業等の導入が環境に与える影響を調査検討し、その結果を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定する。また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るとともに道路の交通に起因する障害の防止に配慮

(2) 農村地域への工業等の導入に当たっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等公害関係法令において定められた規制基準に適合しないと認められる企業は、導入しない。また、規制基準以下の企業であっても、立地規模及び立地場所の自然的、社会的条件からして当該場所への立地が、地域の生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全上不適当であると認められる場合は、これを導入しない。

なお、企業の業種、規模等からして、必要があると認められるものについては、空地の確保、工場等の配置等についても指導し、地域社会の安全確保に努める。

(3) 農村地域への工業等の導入に当たっては、導入しようとする企業に係る大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒動、振動、地盤の沈下及び悪臭についての事前調査の徹底を期するとともに、公害防止上必要があると認められる場合には、導入企業に対し、公害防止施設及び産業廃棄物処理施設の設置等所要の措置を講じるよう指導する。

また導入企業の事業内容からみて、環境保全上必要があると認められるものについては、導入後においても環境保全のための監視を行うとともに、環境に与える影響についての補完調査を行う。

なお、製造工程において、原料、触媒等として公害関係法令に定める有害物質（鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びその化合物等をいう。）を使用する企業の調査については、格別入念な調査を行う。

(4) 公害に関する事前調査の結果、規制基準に適合する場合においても、生活環境の保全上、県、市町村、地元代表者等と企業の間において公害防止協定を結ぶ必要があると認められる場合は、これを締結し、又は締結についての指導、助言、立会い等を行う。

9 その他の必要事項

(1) 農村地域への工業等の導入の広域的推進

農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るためには、近年の工業立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で工業等の導入を進めていく必要がある。

このため、地域の実情に応じて、県が広域の見地から策定する広域実施計画の活用を図りながら、次により工業等の広域的な導入を推進する。

ア 広域的推進のための指導

広域の見地から工業等の導入を図るため、県は、環境の保全に留意しつつ自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域ごとに、工業等の導入推進の指針（以下「広域指針」という。）として策定している既存の東部地域（鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域）、中部地域（倉吉市及び東伯郡の区域）、西部地域（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域）の広域指針について、今後の産業基盤の整備の進展等による立地条件の変化等を勘案し、また、県及び市町村の地域振興に関する計画等との調和に配慮し、その見直しを行なう等、関係市町村の協力の下

に広域的な視点に立った工業等の導入が図られるよう指導する。
広域の見地から就業機会を確保しようとする市町村は、広域における工業等の導入の可能性を調査するとともに、県及び関係市町村との連携を密にする。

イ 広域的推進のための体制の整備

工業等の導入の広域的推進に当たっては、当該地域に含まれる市町村は、それぞれの特性を生かした均衡ある発展が図られるよう工業等導入地区の適切な配置等について配慮する。

また、県は、関係市町村の連携協力体制の整備に努め、企業誘致等の活動が円滑に行われるよう指導する。この場合において、県は、広域指針等の対象地域内における工業等の導入状況、労働力需給の見通し、農業構造の改善状況等についての各種の情報を関係市町村に提供するよう努める。

(2) 工業等導入地区に関する情報等の周知及び立地後の企業の指導

工業等導入地区に関する情報、法令に基づく企業の優遇措置等について周知を図るとともに、企業の紹介、あっせん活動を積極的に、かつ継続して進める。特に、昭和63年に導入対象業種として追加された道路貨物運送業、倉庫業等については、その一層の推進を図る。
また、導入企業に対しては、定着化のために必要な指導その他の援助を行う。

(3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成

農村地域に導入された工業等の円滑な活動を確保するため、鳥取県中小企業設備近代化金融資金、鳥取県中小企業新技術開発起業化資金、鳥取県企業立地促進資金融資制度等立地関係助成制度を活用し、下請

関連企業及び地元中小企業を積極的に育成する。

また、これら下請中小企業の受注機会の増大を図り、経営基盤を確立させるため、財団法人鳥取県中小企業振興公社が行う下請振興事業の充実に努めるとともに、地元中小企業の多様な情報ニーズに応えるため、鳥取県中小企業情報センターが行う各種の情報提供サービス事業の拡充を図る。

(4) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑制、新規学卒者等若年者の地元就職及びUJターン希望者の雇用機会の確保に資するよう、工業等の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

この場合において、若年者の地元定着を図るため、魅力ある雇用機会の開発雇用環境の改善等地域雇用開発を促進するとともに、地元へのUJターンを促進するため、県内企業情報の提供、UJターン窓口の充実、企業説明会等を積極的に行う。

さらに、農村地域の豊かな自然や農産物を活かして、都市との交流、連携による農村地域の活性化を図るとともに、住民自らの地域づくりの推進に向けての活動を促進・支援するための施策の拡充を図る。

(5) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう努める。

(6) 農業団体等の参画

農村地域への工業等の導入に当たっては、実施計画の策定又は既存の実施計画の見直しの段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、導入企業の円滑な定着のため、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(7) 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県は、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等との連絡調整体制の整備に努める。

(8) 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業の間で立ったあっせん活動、広域指針、実施計画の策定等に関する助言等を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用に努める。

(9) 地域の安定等への配慮

農村地域への工業等の導入にあたっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。

(10) その他

ア 実施計画の策定及び見直し

県又は市町村は、9の(1)のアの工業等の導入の広域的推進のために県が行う指導の方向に即して、新たな実施計画の策定及び既存の実施計画の見直しを行う。

(イ) 実施計画の策定

新たな実施計画については、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等から工業等の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、工業等の導入のための立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施態勢等工業等の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定する。

(イ) 広域実施計画の策定

県は、立地条件が相対的に恵まれないこと等により、工業等の導入が進まず、農業従事者の就業機会が特に不足している農村地域が残されていることにかんがみ、その自然的、経済的、社会的条件からみて一体として工業等の導入を促進することが必要と認められる場合には、関係市町村との連携協力の下に、工業等の導入の可能性を勘案して、一の市町村の区域を超える広域の農村地域を対象とした広域実施計画を策定する。

なお、広域実施計画を策定するに当たって、県は、関係市町村の基本構想等との調和を図るよう努める。

(ウ) 拠点実施計画の策定

県は、工業等導入地区として選定した地区が、自然的、経済的な立地条件等からみて、その地区に工業等を導入することにより当該地区を拠点として周辺の農村地域にも工業等の導入が促進されると認められる場合には、必要な産業基盤の整備を進める等計画的な導入促進を図りながら、拠点実施計画を策定する。

(エ) 既存の実施計画の見直し

既存の工場用地の拡大が必要な工業等導入地区、又は実施計画策定後相当の期間を経過してもかわらず工業等の導入が十分

でない工業等導入地区については、広域的な観点に立って諸情勢の変化に対応して当該実施計画を遅滞なく見直し、所要の変更を行う。

- イ 土地提供者の生活の安定の確保
　　工業等導入地区の土地提供者に対しては、適正な価格が保障されるよう配慮するほか、事情の許す限り導入企業への優先雇用に努め、生活の安定を図る。

また、今後とも農業を志向する農家に対しては、農地保有合理化事業等による農用地のあっせん、制度資金の融資等実情に即した措置を講ずる。

ウ 好ましい労働条件の確保

農村地域への工業等の導入に当たっては、可能な限り快適な職場の実現に努める。すなわち、賃金、福利厚生等についての好ましい労働条件の確保はもとより、生きがいのある職場として就業者の勤労意欲を満足させる企業の導入に努める。

エ 産業再配置促進費補助金の有効活用

工業再配置促進法等に基づき、市町村及び企業に対して交付される産業再配置促進費補助金による環境保全施設及び福祉施設の設置については、本制度が企業と地域社会との融合を図ることを目的として助成されるものであることにかんがみ、地域住民の希望を参酌の上、可能な限りこの事業を活用し、地域住民の福祉の向上に資するよう努める。